

下川町過疎地域持続的発展

市町村計画

令和3年度～令和7年度

北海道下川町

下川町過疎地域持続的発展市町村計画の構成

1 基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

(1) 下川町の概況

- ①下川町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要
- ②下川町における過疎の状況
- ③社会経済的発展の方向の概要

(2) 人口及び産業の推移と動向

- ①人口の推移
- ②産業の推移と動向

(3) 下川町行財政の状況

- ①行財政
- ②施設整備水準等の現況と動向

(4) 地域の持続的発展の基本方針

- ①2030年における下川町のありたい姿
- ②福祉・医療
- ③教育
- ④生活環境
- ⑤産業
- ⑥地域自治・地域内連携
- ⑦行財政

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

(7) 計画期間

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・・・・・・・・・・12

(1) 現況と問題点

(2) その対策

(3) 計画

3 産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

(1) 現況と問題点

- ①農業
- ②林業
- ③商業、工業、観光・レクリエーション

(2) その対策

- ①農業
- ②林業
- ③商業、工業、観光・レクリエーション

(3) 計画

(4) 産業振興促進事項

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

4 地域における情報化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

(1) 現況と問題点

(2) その対策

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

5 交通施設の整備、交通手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

(1) 現況と問題点

- ①道路・橋りょう
- ②公共交通

(2) その対策

- ①道路・橋りょう
- ②公共交通

(3) 計画

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

6 生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

(1) 現況と問題点

(2) その対策

(3) 計画

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・・・・・・・・・・32

(1) 現況と問題点

- ①子ども・子育て支援
- ②高齢者福祉
- ③障がい者福祉
- ④保健・健康づくり

(2) その対策

- ①子ども・子育て支援
- ②高齢者福祉
- ③障がい者福祉
- ④保健・健康づくり

(3) 計画

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

8 医療の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

(1) 現況と問題点

(2) その対策

(3) 計画

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

9 教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

(1) 現況と問題点

- ①学校教育
- ②社会教育
- ③生涯スポーツ

(2) その対策

- ①学校教育
- ②社会教育
- ③生涯スポーツ

(3) 計画

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

1 0 集落の整備	44
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
1 1 地域文化の振興等	46
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	
1 2 再生可能エネルギーの利用の推進	47
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	48
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	49

1 基本的な事項

(1) 下川町の概況

①下川町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

下川町は北海道の北部にあり、北見山脈と天塩山脈の間に位置する人口 3,547 人（平成 27 年国勢調査）の町である。

町の総面積 644.2 k m²の約 90%が森林であり、豊かな自然資源を背景に、農林業を基幹産業とした農山村地域である。

町の中央を天塩川水系名寄川が東西に貫流し、内陸性の気候で、年間の最高気温が約 30 度、最低気温が約 -30 度と、年間の温度差が約 60 度にまで達する「寒暖の差」が著しい地域である。降雪は 11 月中旬頃から 4 月中旬頃まで続き、北海道特有の夏が短く冬が長い地域である。

本町は、明治 34 年に岐阜県から 25 戸が開拓団として入植し、大正 13 年に名寄町（現名寄市）から分村、昭和 24 年に町制施行し、現在に至っている。

町の中心から中核都市の旭川市までは、国道 239 号を経て国道 40 号により約 2 時間、隣接する名寄市へは約 20 分で連絡し、社会的・経済的に両市とのつながりが強い。

②下川町における過疎の状況

本町は、開拓以来、農業、林業、鉱業を基幹産業として発展し、昭和 35 年には 15,555 人（国勢調査）を超える人口を有したが、農業では、農産物の輸入増加をはじめ生産調整や離農等、林業では、安価な外国材の輸入増加による国産材需要の伸び悩みや国内森林資源の需要減少等により、地域内企業の雇用機会の場が失われ、人口が減少した。

鉱業は、昭和 49 年のオイルショック以来、銅価の暴落、経費の高騰等により昭和 58 年 2 月に下川鉱山が休山、昭和 60 年 3 月に合同資源珊瑚鉱山が休山となった。

また、昭和 63 年 3 月に一の橋営林署が下川営林署に統合され廃止、平成元年 4 月には JR 名寄本線が廃止となり代替バス転換になる等、過疎化が一層深刻な状況となった。

このような状況の中において、移住・定住については、近年、下川町産業活性化支援機構を中心に、総合的な移住促進、起業家の呼び込みと育成、求人事業者と就業希望者のマッチングなど、関係機関と連携して取り組んでおり、福祉・医療・産業など各分野共通の課題となっている人材育成についても支援を行っている。

産業の振興では、農林業の振興を最重点に施策を展開し、農業では、収益力の

向上や先端技術による乳量の増産を図るため、施設園芸ハウスの増設や搾乳ロボットを導入など、農業施設整備に対する支援を行うとともに、林業では、林業生産の効率化を図るため、高性能林業機械の導入支援や林道や作業路の整備を行うとともに、森林バイオマスエネルギーの活用を促進している。また、観光の拠点となる桜ヶ丘公園や美桑が丘などの拠点施設の整備も行っている。

地域における情報化では、テレビ難視聴地区解消と住民への情報提供を促進し、住民サービスの向上を図るため、光回線網等の整備を行ってきている。

交通施設の整備、交通手段の確保では、町民の日常生活の向上と産業経済活動、地域間交流を促進するため、町道の舗装、改良や林道網の整備を年次計画的に行っている。また、町民の足を確保するため、バス路線の維持・確保対策を行っている。

生活環境の整備では、自然環境の保全と快適な生活環境の整備に向けて、公共下水道事業や個別排水処理施設の整備を進めるとともに、ごみ処理体制は平成11年から分別収集に取り組んでおり、一般廃棄物の中間処理は名寄地区衛生施設事務組合で広域処理を行っている。また、町民の安全・安心な生活を確保するため、救急自動車や消防自動車の更新や、居住環境の確保のため公営住宅や町営住宅の整備を進めている。

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、認定こども園の整備、ライフステージに応じた高齢者の生きがづくり、町民の健康づくりなどを中心とする保健・医療・福祉の中核施設として、総合福祉センターの整備及び高齢者や障害者の生活を支援するための施設整備を行った。

医療の確保では、医療技術の進歩や医療体制の充実を図るため、町立病院の改修や各種医療機器等の整備を行っている。

教育の振興では、教育環境の充実を進めるため、小中学校の校舎内装の木質化などの整備を行うとともに、町民会館を改修し、図書室・児童室を整備した。また、スポーツの振興と町民の健康増進のため、B & Gプールの改修を行った。

その他地域資源である森林バイオマスを活用して低炭素社会の構築を推進するため、木質原料製造施設の整備や公共施設に木質バイオマスボイラーの導入を行った。

以上の施策を展開しながら、地域の産業の振興等に取り組んだ結果、昭和50年代の急激な人口減少に一定の歯止めがかかり、U・Iターンによる移住が見られるものの、産業基盤が脆弱で雇用状況が厳しく、依然として若者などの町外流出が続いており、過疎化が進んでいるため、地域全体の活力の鈍化を招いているが、これをいかに克服し町の活力を創出するかが重要な課題となっている。

③社会経済的発展の方向の概要

本町は、これまで 6 期に渡る下川町総合計画を策定し、基本目標の達成に向け、各種施策を実行し、まちづくりを推進してきた。この間、福祉・医療、教育、生活環境、産業を中心に、概ね計画どおりに事業を実施した。

特に基幹産業である農林業の振興では、農林業関係者の努力により、野菜生産の定着化、林産加工業の安定的な拡大が顕著に現れるなど、地域経済の活性化が図られつつあり、産業活性化の取り組みや集落対策等により、急激な人口減少傾向に歯止めがかかり、移住者の増加やUターン、Iターンの定着が見られるまでに発展している。

第 6 期下川町総合計画では、将来像として掲げている「2030 年における下川町のありたい姿」である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」を掲げ、具体的に 7 項目を設定し、各種施策の推進に取り組んでいる。

地域資源である森林を最大限・最大効率に活用することを基本とし、持続可能な森林経営システムである「循環型森林経営」を基軸として、FSC 森林認証取得や公共施設への木質バイオマスボイラーの導入を進め、二酸化炭素の削減や吸収（固定）を実現するため、平成 20 年 7 月に「環境モデル都市」の認定を受け、持続可能な低炭素社会を目指し、積極的に取り組みを進めてきた。

平成 23 年 12 月に「環境未来都市」、平成 30 年 6 月に「SDGs 未来都市」の選定を受け、森林総合産業（林業・林産業・森林バイオマス産業）の構築、森林バイオマス等の再生可能エネルギーを活用した地域エネルギーの完全自給と低炭素社会構築、超高齢化社会にも対応した新たな社会システムの構築を柱とした経済・社会・環境の三側面の価値創造、統合的解決による「持続可能な地域社会（森林未来都市）の実現」に向けた取り組みを進めている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移

本町の人口は、昭和 35 年には 15,555 人（国勢調査）をピークとし、その後は減少を続け、平成 27 年の国勢調査では 3,547 人と、昭和 35 年時の人口と比べて 5 分の 1 にまで大幅に減少している。

特に、昭和 55 年及び昭和 60 年は、本町で操業していた鉱山の合理化や休山に伴う就業人口の減少が大きな要因として、昭和 55 年の国勢調査では、減少率が北海道でワースト 1 位、全国でもワースト 4 位となった。昭和 60 年の国勢調査でも人口減少率は 20.1%と、その 10 年間で 3,500 人も人口が減少することになった。

また、高齢者比率は、昭和 35 年の 3.8%が平成 27 年には 38.6%に達し、若年労働人口の減少と合わせて少子高齢化が急速に進んでおり、今後さらに高齢化率が上昇することが予想される。

人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 35 年			昭和 50 年			平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人 15,555	人 9,275	% △40.4	人 5,065	% △45.4	人 4,146	% △18.1	人 3,547	% △14.4			
男性	7,964	4,473	△43.8	2,391	△46.5	1,970	△17.6	1,780	△9.6			
女性	7,591	4,802	△36.7	2,674	△44.3	2,176	△18.6	1,829	△15.9			
0 歳～14 歳	5,747	2,278	△60.4	744	△67.3	411	△44.8	350	△14.8			
15 歳～64 歳	9,223	6,258	△32.1	3,313	△47.1	2,353	△29.0	1,827	△22.4			
うち 15 歳～29 歳(a)	3,961	1,730	△56.3	720	△58.4	532	△26.1	300	△43.6			
65 歳以上(b)	585	739	26.3	1,008	36.4	1,382	37.1	1,370	△0.9			
(a)/総数 若年者比率	% 25.5	% 18.7	—	% 14.2	—	% 12.8	—	% 8.5	—			
(b)/総数 高齢者比率	% 3.8	% 8.0	—	% 19.9	—	% 33.3	—	% 38.6	—			

人口の見通し（平成 27 年国勢調査に基づく、国立社会保障・人口問題研究所推計）

区分	平成 27 年			令和 2 年			令和 12 年		令和 22 年		令和 32 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人 3,547	人 3,158	% △11.0	人 2,442	% △22.7	人 1,828	% △25.1	人 1,331	% △27.2			
0 歳～14 歳	350	291	△16.9	187	△35.7	116	△38.0	77	△33.6			
15 歳～64 歳	1,827	1,556	△14.8	1,179	△24.2	786	△33.3	462	△41.2			
うち 15 歳～29 歳(a)	300	236	△21.3	187	△20.8	125	△33.2	80	△36.0			
65 歳以上(b)	1,370	1,312	△4.2	1,076	△18.0	927	△13.8	792	△14.6			
(a)/総数 若年者比率	% 8.5	% 7.5	—	% 7.7	—	% 6.8	—	% 6.0	—			
(b)/総数 高齢者比率	% 38.6	% 41.5	—	% 44.1	—	% 50.7	—	% 59.5	—			

②産業の推移と動向

本町は、農業、林業、鉱業を基幹産業として発展してきた。しかし、鉱山は休山となり、農林業は、農畜産物や外国材の輸入増加、人口減少に起因する担い手不足など、農林業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。

1) 第1次産業

本町における第1次産業は、昭和35年に全体就業人口の51.2%を占めていたが、平成27年には22.9%と大きく減少している。

農業では、農畜産物の輸入自由化をはじめ、近年では、異常気象や農業資材の高騰による経営の圧迫、農業経営者の高齢化や担い手不足などにより、農業を取り巻く社会情勢は依然として厳しい状況にある。安全・安心な農畜産物の生産の推進やスマート農業の推進により、生産体制の効率化及び拡大を図るための施設整備への支援をしていく必要がある。また、担い手の確保を図るため、新規就農予定者の確保や農業後継者育成への支援を進めていく。

林業では、町有林については、循環型森林経営の理念を基本としながら、森林認証基準に基づく計画的な森林整備により、安定的な雇用の確保を図っていく。町有林の資源構成を充実させるため、民有林野の購入を進めるとともに、路網の整備を進めていく。

2) 第2次産業

工業出荷額は、木材・木製品が総出荷額の約82%を占めている。豊かな森林資源を基盤とした森林総合産業の構築を推進し、林業・林産業システムのスマート化、雇用の確保・創出、木材産業の安定化を図るため、林業・林産業事業者に対して、設備投資への支援や人材育成、商品開発、販路拡大への支援を行っていく必要がある。

3) 第3次産業

人口減少による消費の縮小や個人消費の伸び悩み、近隣の大型店などに購買力が流出するなど、地元商店の経営状況は極めて厳しいものとなっている。

このため、経営基盤強化及び経営革新、人材育成、商店街活性化などを進めてきたが、個性的で魅力のある商品づくりや商店街づくりを進め、町内外の購買客の定着化を図るとともに、販路拡大を目指し販売額の向上を図る必要がある。

産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人 7,020	人 4,234	% △39.7	人 2,680	% △36.7	人 1,932	% △27.9	人 1,744	% △9.7	
第1次産業 就業人口比率	% 51.2	% 26.6	-	% 25.9	-	% 20.5	-	% 22.9	-	
第2次産業 就業人口比率	% 27.5	% 39.1	-	% 29.6	-	% 20.5	-	% 23.7	-	
第3次産業 就業人口比率	% 21.3	% 34.3	-	% 44.5	-	% 56.6	-	% 53.4	-	

（3）下川町行財政の状況

①行財政

本町は昭和 24 年町制施行から 70 年が過ぎ、多様化する町民ニーズや増大する行政需要に対応するため、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指し、8 次に渡り下川町行政改革大綱を策定し、行政組織の改善と事務の効率化に努めてきた。

しかし、人口減少や少子高齢化、ICT による生産活動の効率化といった高度情報化社会への対応、社会情勢の変化に適切に対応するために、引き続き行財政の効率的運用はもとより、長期的展望に立った施策の選択や行政組織の改善、事務処理の簡素化・効率化を推進しなければならない。

広域行政については、交通通信網の発達や生活様式の変化により、市町村の区域を越えた生活圏を形成し、これに伴う地域住民の生活環境整備、経済活動の基盤整備などを総合的に促進するため、各市町村の諸施設を互いに補完し合うなど、その重要性はますます高まっている。

本町においても、一部事務組合や北・北海道中央圏域定住自立圏、天塩川流域各市町村との連携を強化し、生活基盤の根幹である幹線道路の整備、生活環境の整備、共同事務処理などを進め、地域の総合的発展に努めてきた。

今後も生活基盤の整備にとどまらず、それぞれの地域の特性を生かしながら、新たな分野での連携を強化し、地域経済の活性化や圏域の定住化に向けた広域行政を推進していく必要がある。

また、自主財源の乏しい本町においては、地方交付税や国などの補助金、地方債に依存する割合が高く、特に地方交付税による部分が大きいのが、景気の動向などにより縮減も予想される。

一般会計の財政状況を見ると歳出ベースでは、平成 17 年度 49 億 8,226 万円から、平成 22 年度 65 億 8,470 万円と大幅に増加したものの、平成 27 年度 57 億 8,859 万円、令和元年度 49 億 8,338 万円と減少している。平成 22 年度は、地域情報通信基盤整備事業で約 11 億円となったことが大幅な増加の要因となっているが、これは地域課題の解決のため、事業を実施したためである。

財政の健全化に関する指標では、令和元年度においては、実質公債費比率が 5.4%、将来負担比率が 35.5%と、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく早期健全化基準や財政再生基準までに陥ることはないものの、今後、地方債の償還ピークを迎えることから一時的に上昇することが予想される。

市町村財政の状況（地方財政状況調査など）

（単位：千円・%）

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	5,029,945	6,724,647	5,931,466	5,078,737
一般財源	3,148,605	3,169,586	3,035,872	2,883,423
国庫支出金	176,231	1,613,111	517,784	260,959
都道府県支出金	652,318	606,415	453,028	489,692
地方債	625,600	631,900	677,864	494,245
うち過疎対策事業債	371,300	256,400	350,400	273,300
その他	427,191	703,635	1,246,918	950,418
歳出総額 B	4,982,260	6,584,696	5,788,589	4,983,375
義務的経費	1,976,205	1,865,520	1,666,836	1,762,934
投資的経費	1,354,206	2,609,851	1,651,356	883,235
うち普通建設事業	1,354,206	2,559,471	1,619,474	883,235
その他	1,651,849	2,109,325	2,279,151	2,337,206
過疎対策事業	783,220	2,002,816	584,700	477,145
歳入歳出差引額 C (A - B)	47,685	139,951	142,877	95,362
翌年度へ繰越すべき財源 D	0	300	14,901	0
実質収支 C - D	47,685	139,651	127,976	95,362
財政力指数	0.17	0.14	0.13	0.15
公債費負担比率	16.4	14.9	12.3	16.3
実質公債費比率	-	11.2	3.5	5.4
起債制限比率	11.9	-	-	-
経常収支比率	80.2	82.4	83.1	89.8
将来負担比率	-	-	-	35.5
地方債現在高	6,957,494	5,310,739	5,491,914	6,223,962

②施設整備水準等の現況と動向

- 1) 移住・定住・地域間交流の促進のため、定住促進住宅、地域間交流施設を整備した。
- 2) 産業の振興のため、基幹産業の農林業などへの基盤整備や経営近代化などを行っている。また、まちおこしセンター、農業研修道場、宿泊研修交流施設などを整備した。
- 3) 地域における情報化のため、地域情報通信基盤（光回線網、地上デジタル難視聴対策、行政情報告知端末）を整備した。
- 4) 交通施設の整備、交通手段の確保のため、バスターミナル合同センターやにぎわいの広場などを整備した。町道の舗装にあっては、市街地区内はほぼ完了したが、農村地域が未舗装となっており、全体の舗装率は52.7%である。
- 5) 生活環境の整備のため、公営住宅や特定公共賃貸住宅、簡易水道施設や下水道処理施設、廃棄物処理施設など、町民の生活に欠かすことが出来ない施設を整備した。なお、町内における水道普及率は99.3%、水洗化率は97.0%である。
- 6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のため、認定こども園、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、生活支援ハウス、共生型住まいの場、障害者支援施設、障害者グループホーム、総合福祉センターを整備した。
- 7) 医療の確保のため、病院1ヶ所（病床41）、歯科医院1ヶ所があり、病院の医師は2名体制（会計年度任用職員除く）となっている。
- 8) 教育の振興のため、小学校、中学校、高等学校が各1校あり、教育関係施設として、公民館、町民会館（児童室、図書室）、スポーツセンター、スキー場、ジャンプ台、プール、テニスコート、野球場、パークゴルフ場、桜ヶ丘アリーナなどを整備した。
- 9) 集落の整備として、一の橋バイオビレッジ構想により、集住化住宅や住民センター、特用林産物栽培研究所など、一の橋地区の再生に必要な施設を整備した。
- 10) 地域文化の振興等のため、ふるさと交流館、郷土資料展示保存施設などを整備した。
- 11) 再生可能エネルギーの利用の推進のため、公共施設を中心に木質バイオマスボイラーを導入しており、現在11基の木質バイオマスボイラーにより、化石燃料と比較した削減効果分を子育て支援策に活用している。また、環境負荷の低減を図る住宅建設を促進しており、モデル住宅としてエコハウス美桑を整備した。

主要公共施設等の整備状況（公共施設状況調査）

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 27 年度末	令和元 年度末
市町村道						
改良率（％）	23.4	54.0	63.5	76.1	77.8	77.9
舗装率（％）	14.0	32.0	40.2	53.5	52.8	52.7
林 道						
延 長（m）	－	－	－	26,483	27,923	35,412
林野 1 ha 当たり林道延長（m）	4.8	6.6	7.1	－	－	－
水道普及率（％）	82.8	81.6	88.2	91.1	92.1	92.0
水洗化率（％）	－	－	68.4	93.8	95.7	96.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数（床）	10.3	13.8	9.7	11.5	12.4	12.6

（４）地域の持続的発展の基本方針

地域資源である森林を最大限・最大効率に活用することを基本とし、持続可能な森林経営システムである「循環型森林経営」を基軸として、森林総合産業（林業・林産業・森林バイオマス産業）の構築、森林バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した地域エネルギーの完全自給と低炭素社会構築、超高齢化社会にも対応した新たな社会システムの構築を柱とした経済・社会・環境の三側面の価値創造、統合的解決による「持続可能な地域社会（森林未来都市）の実現」に向けた取り組みを進めている。

急激な人口減少に一定の歯止めがかかったものの、依然として若者層を中心とする人口の流出や高齢化が進んでいるのに加え、産業の低迷や担い手不足など、地域活力の低下が懸念されている。

こうした現況から、地域の厳しい現状と時代潮流の変化に的確に対応し、個性豊かで活力に満ちた自立的、先進的な地域を形成するため、国から認定・指定された環境モデル都市、環境未来都市、SDGs 未来都市などの優位性を活かすとともに、第 6 期下川町総合計画の将来像「2030 年における下川町のありたい姿」と分野方針を、持続的発展の基本方針として位置づけ、様々な施策を展開する。

①2030 年における下川町のありたい姿

先人たちが創り上げてきた、まちの基盤と下川らしさを大切にし、進化・深化をさせ、「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」を実現し、未来の世代へ引き継ぐため、「2030 年における下川町のあり

たい姿」を策定、具体的に次の7項目を設定し、まちづくりを進めている。

- 1) みんなで挑戦しつづけるまち
- 2) 誰ひとり取り残されないまち
- 3) 人も資源もお金も循環・持続するまち
- 4) みんなで思いやれる家族のようなまち
- 5) 引き継がれた文化や資源を尊重し、新しい価値を生みだすまち
- 6) 世界から目標とされるまち
- 7) 子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち

②福祉・医療

すべての町民が、健康で安全安心に必要な子育て・医療・介護・自立支援などのサービスを受けながら幸せに生き生きと暮らせることが出来るまちづくりを目指す。

③教育

個性・可能性・魅力を引き伸ばすひとづくり、すべての町民に生涯にわたり学習（スポーツ・文化含む）する機会を提供し、特に未来を担う児童生徒には、包摂的かつ公平な質の高い教育の提供を目指す。

④生活環境

住宅の集約等、都市機能のコンパクト化により住環境や道路網、公共交通等の利便性を向上させるとともに、防災や防犯、救急体制の効率化を図り、安全で安心な生活環境を目指す。

⑤産業

基幹産業（農林業）の収益の拡大と人材確保のための施策を講じ、更なる成長を目指す。

⑥地域自治・地域内連携

公区機能の維持・強化等により自主地域活動を支援していくとともに、町民意見の聴取、情報発信によりまちづくりへの参加を促し、自治意識の高揚、地域力向上を目指す。

⑦行財政

社会情勢の変化などを予測しつつ、長期的・複眼的な視点で、総合的かつ計

画的な行政運営を行うため、政策を戦略的に展開出来る組織体制を整備するとともに、政策と財政が両立する持続可能な財政運営を目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展のための基本目標として、「人口に関する目標」と「財政力に関する目標」を設定する。

「人口に関する目標」については、第2期下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略において定めた目標人口とする。

目標の設定については、国立社会保障・人口問題研究所が行った本町の平成27年国勢調査人口に基づく推計における各年齢階層において、純移動率がプラスの年齢階層はそのまま維持するものとし、マイナスになっている年齢階層は純移動率を3割改善するものとして設定、合計特殊出生率は、平成25年から平成29年までの本町の合計特殊出生率1.36（人口動態統計特殊報告）を踏まえ、令和7年は同水準の1.36、令和12年は1.50、令和22年以降は1.80として設定する。

「財政力に関する目標」については、第6期下川町総合計画で定めた財政運営基準を目標とし、政策と財政の両立を図る。

人口に関する目標

(単位:人)

項目	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)	令和32年 (2050年)	令和42年 (2060年)
目標人口	2,849	2,536	1,999	1,541	1,146
社人研推計	2,789	2,442	1,828	1,331	934

※目標人口は、第2期下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標と同じ。

※社人研推計は、平成27年国勢調査に基づく、国立社会保障・人口問題研究所推計。

財政力に関する目標

項目	基礎的財政収支 (プライマリーバランス)	基金残高 (一般会計)	町債残高 (一般会計)
内 容	プライマリーバランスの黒字化を目指す	標準財政規模の50%以上を確保	標準財政規模の200%以下へ抑制
目標年度・値	(目標年度)原則毎年度 (目標値)黒字	(目標年度)令和12年度 (目標値)50%以上	(目標年度)令和12年度 (目標値)200%以下

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

「(5) 地域の持続的発展のための基本目標」において定めた「人口に関する目標」と「財政力に関する目標」の達成状況の評価については、毎年度、下川町総合計画審議会（町民で構成）により評価する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5ヶ年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設については、老朽化や耐用年数の到来により、現有施設を現状のまま維持していくには多大な財政負担が伴うことから、下川町公共施設等総合管理計画で定めた「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に基づき、適切に公共施設の点検・管理を行い、人口減少に伴う利用状況などを踏まえ、継続的な利用が必要な公共施設については長寿命化を推進するとともに、統合や廃止など、人口規模に合わせて最適化を進めていく。

また、本計画に記載する公共施設の整備は、下川町公共施設等総合管理計画の基本方針に適合する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

移住・定住については、これまで下川町産業活性化支援機構を中心に、総合的な移住促進、起業家の呼び込みと育成、求人事業者と就業希望者のマッチングなど、関係機関と連携して取り組んできたが、その結果、平成28年度以降の5年間で97人が移住し、令和2年度末時点で82人が定住している。平成27年の社会動態人口における転入転出の差はマイナス32人（転出超過）だが、平成28年以降は転入超過になった年齢階層もある。また、65歳以上の年齢階層ではどの年も転出超過が続いている。

地域間交流については、本町の地域課題解決のため、様々な町外の企業・団体などと連携した取り組みを進めており、都市住民と町民との交流促進のため整備した下川町地域間交流施設の利用実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度を除いて、概ね6,000人前後で推移している。

人材育成については、福祉・医療・産業など各分野共通の課題として人材不足が顕著となっており、産業分類別就業者数の推移では、第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに就業者数は減少傾向にある。

下川町産業活性化支援機構の取り組みによる移住実績 (単位:人)

項目	平成 28 年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年度	令和 2 年度	合計
転入者数	3	11	32	19	32	97
転出者数	0	4	8	3	0	15
差引	3	7	24	16	32	82

社会動態人口における転入転出の差 (住民基本台帳人口) (単位:人)

項目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
転入転出の差	▲32	▲4	23	7	▲14	▲22
0～14 歳	▲1	▲1	5	10	18	▲6
15～64 歳	▲15	5	23	▲1	▲13	0
うち 15～19 歳	▲4	▲8	5	▲8	▲6	▲18
うち 20～64 歳	▲11	13	18	7	▲7	18
65 歳以上	▲16	▲8	▲5	▲2	▲19	▲16

※マイナス (▲) は、転入者数より転出者数の方が多いことを示す。

※各年 10 月 1 日基準。

下川町地域間交流施設利用状況 (単位:人)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	6,375	6,873	5,799	6,951	5,877	3,099

産業分類別就業者数（国勢調査）

（単位：人）

項目	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
第 1 次産業	396	437	399
農業	356	353	336
林業	40	84	63
第 2 次産業	443	381	414
鉱業	2	3	1
建設業	236	194	231
製造業	205	184	182
第 3 次産業	1,092	987	931
運輸業	42	58	35
卸売・小売業	220	181	152
金融・保険業	17	18	14
不動産業	1	3	3
電気・ガス	11	9	6
サービス	659	574	597
公務	142	144	124
合計	1,931	1,805	1,744

（２）その対策

- 1) 下川町産業活性化機構を中心に、総合的な移住促進、起業家の呼び込みと育成、求人事業者と就業希望者のマッチングなどにより、移住・定住を促進し、担い手の確保を図る。
- 2) 都市・企業・団体との経済交流や子ども交流により、関係人口の創出を図る。
- 3) 福祉・医療人材の募集活動や情報発信により、担い手の確保を図る。
- 4) 福祉・医療施設従事者に対する資格取得支援を行い、担い手の確保を図る。
- 5) 認定農業者や継承予定従事者に対する研修支援を行い、担い手の確保を図る。
- 6) 新規就農予定者に対する実習支援や営農指導謝礼、就農相談会による募集活動や情報発信により、担い手の確保を図る。
- 7) 林業者に対する研修や資格取得支援を行い、担い手の確保を図る。
- 8) 中小企業者に対する研修や資格取得支援を行い、担い手の確保を図る。

(3)計画

区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	<p>地域産業活性化支援事業</p> <p>【内容】総合的な移住促進、起業家の呼び込みと育成、求人事業者と就業希望者のマッチング。</p> <p>【必要性】移住・定住を促進するため、必要である。</p> <p>【効果】担い手の確保が図られる。</p>	機構	
	地域間交流	<p>都市・企業・団体との経済交流事業</p> <p>【内容】都市・企業・団体との経済交流など。</p> <p>【必要性】関係人口の創出のため、必要である。</p> <p>【効果】関係人口の創出が図られる。</p>	町	
	人材育成	<p>福祉・医療環境コーディネート事業</p> <p>【内容】福祉・医療人材の募集活動や情報発信。</p> <p>【必要性】担い手の確保のため、必要である。</p> <p>【効果】担い手の確保が図られる。</p>	町	

		<p>福祉・医療人材育成事業</p> <p>【内容】福祉・医療施設従事者に対する資格取得支援。</p> <p>【必要性】担い手の確保のため、必要である。</p> <p>【効果】担い手の確保が図られる。</p>	町	
		<p>新中核的農業担い手対策事業</p> <p>【内容】認定農業者や継承予定従事者に対する研修支援。</p> <p>【必要性】担い手の確保のため、必要である。</p> <p>【効果】担い手の確保が図られる。</p>	町	
		<p>新規就農者等支援事業及び新規就農者確保対策事業</p> <p>【内容】新規就農予定者に対する実習支援や営農指導謝礼、就農相談会による募集活動や情報発信。</p> <p>【必要性】担い手の確保のため、必要である。</p> <p>【効果】担い手の確保が図られる。</p>	町	
		<p>林業・林産業振興事業</p> <p>【内容】林業者に対する研修研修や資格取得支援。</p> <p>【必要性】担い手の確保のため、必要である。</p> <p>【効果】担い手の確保が図られる。</p>	町	

		中小企業振興事業 【内容】 中小企業者に対する研修や資格取得支援、事業承継や起業家支援。 【必要性】 担い手の確保のため、必要である。 【効果】 担い手の確保が図られる。	町	
--	--	---	---	--

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業

1) 農業経営構造の動向

農家戸数では、平成 27 年度の 142 戸から令和元年度には 158 戸と 16 戸の増加となっている一方で、農家人口は、平成 27 年度の 431 人から令和元年度には 326 人と 105 人減少している。

農業生産額は、平成 27 年度の 24 億 900 万円に対して、令和元年度は 32 億 4,300 万円と 34.6%増加している。耕種部門は横ばいだが、畜産部門で 51.5%と大幅に増加しており、規模拡大による増頭体制と生産性向上による生乳生産の拡大による成果が表れている。

農家戸数及び農家人口

(単位：人)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
農家戸数	142	139	142	137	158
農家人口	431	349	345	326	326

農業生産額

(単位：百万円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
耕種	801	710	772	724	807
畜産	1,608	1,901	1,920	2,243	2,436
合計	2,409	2,611	2,692	2,967	3,243

耕種部門では、ホワイトアスパラやフルーツトマトなど施設園芸作物の生産性の向上、畜産部門では、乳質改善や個体識別管理、飼養衛生管理の徹底が重要であり、家畜飼養環境の改善や、良質な粗飼料の生産や飼養コストや労働時

間の軽減により、経営の安定化や効率化を図る必要がある。

2) 環境に配慮した農業の推進

農村が持つ多面的機能を発揮させるため、日本型直接支払制度や環境保全型制度を活用し、集落活動などを支援していく必要がある。また、土壌改良施設により、土壌改良材活用による環境保全型農業を推進していく必要がある。

3) 生産基盤の整備

農業委員会と連携を図り、生産規模拡大を図る農業者への農地利用集積を推進し、畜産担い手育成総合整備事業による基盤整備を行い、安定的な自給飼料の確保を図っていく必要がある。

4) 生産・流通体制の整備

安全、安心な農畜産物の生産を推進するためには、乳質改善や個体識別管理、飼養衛生管理の徹底等が重要であり、家畜飼養環境の改善を図るとともに、施設園芸作物の生産向上を図るため、ハウス増設やホワイトアスパラ生産・フルーットマトの半養液栽培に対して支援し、生産体制の効率化及び拡大を図るため、施設整備などに対し支援していく必要がある。

5) 農業経営の安定化

農業経営資金の確保と利子補給により負担を軽減するとともに、酪農従事者の労働時間軽減を図るため、酪農ヘルパーの運営を支援していく必要がある。また、施設園芸ハウスの環境モニターの導入など、スマート農業の推進に対して支援していく。

農業経営を支援する施設については、町営サンル牧場では、道営草地整備事業公共牧場整備下川サンル地区の実施による良質な粗飼料の生産及び飼養コストや労働時間の軽減を図ることで、経営安定化に資する施設として運営していく必要がある。育苗施設は、フルーットマトの生産拡大、農産物加工研究所は、特産品であるトマトジュースの安定的な生産体制構築のため、引き続き原料確保と販路拡大及び経営の効率化に努める。

②林業

1) 森林の現況

本町の総面積 64,420ha のうち森林が 56,977ha (88.4%) を占めており、これを国有林、民有林別に見ると構成比は、国有林 85%、民有林 15%となって

おり、国有林の占める割合が高い。

林種別に見ると天然林 68%、人工林 27%、無立木地等 5%で人工林率は全道平均と比較して高く、天然林においては、保存の必要な優良天然林と新たな樹木の植栽など手入れを必要とする林分がある。

2) 循環型森林経営の推進

町有林については、循環型森林経営の理念を基本としながら、森林認証基準に基づく計画的な森林整備の実施、国有林との連携を密に共同の原木ストックヤードを管理運営し、地域への機動的な木材の安定供給と雇用の確保・創出による地域林業・林産業の活性化を進めていく。また、町有林の資源構成を充実させるため、民有林野の購入を進めるとともに、私有林整備支援事業を推進していく。

3) 林業・林産業の振興

森林総合産業化を進めるうえで、森林整備と併せて林産業の振興を図るために極めて重要な「川下対策」について、林業・林産業事業者の設備投資への支援を実施するとともに、人材育成、商品開発、販路拡大などへの支援により、林業・林産業の経営基盤の強化や安定化に取り組んでいく必要がある。また、林業・林産業における地域課題の共有と解決に向けた調査・研究及びICT・IoT技術を活用したスマート林業の普及を促進していく。また、木質原料製造施設の機械車両を更新し、効率的な管理運営と木質燃料の安定供給を図っていく必要がある。

4) 森林の利活用

豊かな森林資源を利活用し、自然とのふれあいや体験、学習を通じて森林・林業への理解を深めるため、上川北部森林管理署と連携し、植樹祭や林業体験バスツアーを開催していく。また、下川らしい「森林文化の創造」に向けて、引き続きチェーンソーアート大会への支援を行う。

③商業、工業、観光・レクリエーション

商業や工業においては、中小企業振興基本条例に基づき、経営基盤強化、人材育成、商店街活性化に向けて中小企業を下支えしていく必要がある。

観光の振興では、アイスキャンドルミュージアムなどの四大イベントを核とした交流人口の拡大や、体験型観光の需要増加の流れを捉え、人の呼び込みを拡大していき、地域資源を最大限に活かしながら、地域ブランド力の向上や受入れ

体制の充実を図っていく必要がある。

(2) その対策

①農業

- 1) 環境に配慮した農業を推進するため、地域資源の有効活用と農業環境改善対策を推進する。
- 2) 変化する需要動向や農業情勢において柔軟性に富んだ農業経営を確立するために、新たな作付け品目の検討と試行、営農収支の健全化、経費の低減と品質向上並びに生産力の安定化を図るとともに、作業の共同化、農作業の受委託体制の検討を進め、高い生産性の確立を図るとともに、法人化による経営も視野に入れた取り組みを進める。
- 3) 土壌分析による適正施肥を推進し、排水性の向上を図るなど、生産土壌基盤整備に努める。
- 4) 農地の利用集積、利用権設定など農地の有効利用体制の確立に努める。
- 5) 安定した農業経営を維持するため、高収益農作物の導入や先鋭的な情報収集に努める。
- 6) 優れた農業技術の普及と農業情報を相互理解し、特徴的な生産技術の交流を促すため、農村活性化センターを有効活用や研修等に必要な施設整備を行う。
- 7) 高品質で価値の高い野菜栽培技術を確立し、独自の主産地形成を図る。
- 8) 米は、需要量に応じた計画生産と減農薬栽培に適合した米づくりに努める。
また、畑作物の安定生産には、有機肥料の施用により、商品価値の高い推進作物の生産と技術指導の相互理解に努める。
- 9) 多様化する流通機構に即した生産体制の確立に努める。
- 10) 生産及び住環境に配慮した農村づくりを進めるため、農村環境の整備に努める。
- 11) 農産物加工研究体制及び施設の充実を図り、民間事業者と連携した付加価値の高い加工農産物の研究開発、情報技術を始めとした消流対策に努める。
- 12) 農業生産力の維持、拡大及び農地保全の取り組みを進めるために多様な担い手の確保に向けた制度の充実を図る。
- 13) 食の安全・安心のために必要な取り組みを進める。
- 14) 畜産では、地域全体で収益性向上に向けた取り組みを行い、増頭体制の構築と生産性向上に向けた設備整備などを行い、生産の拡大を図る。
- 15) 基盤整備を行い、生産性を高め強い経営体の育成と労働時間を短縮するとともに、老朽化した農業施設を整備し有効に活用するなど農業経営の安定を図る。

る。

16) 6次産業化による高付加価値化に向けた取り組みを促進する。

②林業

- 1) 町有林及び私有林の計画的な森林施業を推進し、地域林業生産活動の活性化と森林資源の蓄積増大を図り、地域内循環型産業の成熟を目指す。
- 2) 競争力の高い林業生産体制を確立するため、林道網の整備や施業の機械化・共同化に努め生産コストの低減を図る。
- 3) 森林の二酸化炭素吸収機能を活かしたクレジット機能や木質バイオマス、森林環境教育、企業の森などの充実を図るとともに、最新の情報や技術を用いた新用途開発や実証調査や試験を積極的に推進する。
- 4) 生産、流通、加工、建築などの各分野の民間事業者が連携して地域材の産地銘柄化を推進し、他の産地や外材との競争力を備えた林業構造の改善に努めるとともに、森林認証の取り組みを拡大し、環境配慮型住宅の建築促進を図るなど、地域材の優位性の推進を図る。
- 5) 林業、林産業の事業者の体質強化などにより、新しい林業の担い手が誇りと生きがいを持ち安心して働ける環境づくりに努めるとともに、担い手確保に向け、林業体験研修の推進を図る。

③商業、工業、観光・レクリエーション

- 1) 商店などは地域住民にとって生活に密着した大変重要な存在であることから、関係機関と協力し、時代に即応した施策を展開し、事業承継、人材育成、新分野進出、経営基盤強化、経営革新などの支援を図る。
- 2) 高齢者の要望に応じた販売形態や空き店舗や空き地の利活用を進め、魅力ある商店街の形成を図る。
- 3) 関係機関と協力し、地元購買力の向上に向けた支援を図る。
- 4) 魅力ある商店街の形成と賑わいの創出による活性化を推進する。
- 5) 森林・林産など地域資源を活用した滞在型・体験型観光をさらに推進するため、関係機関との協力を図る。
- 6) 五味温泉の魅力向上に向けた改修を行い、集客力のアップを図る。
- 7) 北・北海道中央圏と連携した広域観光の確立、サンルダム周辺整備などにより、魅力ある観光を推進する。
- 8) 既存の「万里長城祭」「うどん祭り」「アイスクャンドルミュージアム」の発展充実を図る。
- 9) 地域資源を活用し、物流・人的交流を促進する。

(3) 計画

区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備			
	農業	畜産収益力向上クラスター推進事業	協議会	
		畜産担い手育成総合整備事業	町	
		道営草地整備(公共牧場型)事業	町	
	(3)経営近代化施設			
	林業	林業・林産業振興事業	森林組合	
	(4)地場産業の振興			
	加工施設	農産物加工研究所施設整備事業	町	
	(5)企業誘致			
		サテライトオフィス整備事業	町	
	(9)観光又はレクリエーション			
		サンルダム周辺整備事業	町	
	五味温泉施設改修事業	町		

	(10)過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	<p>農業振興事業</p> <p>【内容】 農業者などに対する施設園芸ハウス、ホワイトアスパラ振興、秀品率向上、施設園芸高度化対策など、収益力向上や経営の安定化に資する取り組み支援。</p> <p>【必要性】 収益力向上や経営の安定化のため、必要である。</p> <p>【効果】 収益力向上や経営の安定化が図られる。</p>	町	
		<p>新中核的農業担い手対策事業</p> <p>【内容】 継承予定従事者に対する施設や機械整備支援。</p> <p>【必要性】 経営拡大のため必要である。</p> <p>【効果】 経営拡大が図られる。</p>	町	
		<p>畜産振興事業</p> <p>【内容】 農業者などに対する酪農ヘルパーや乳牛検定など、経営の安定化に資する取り組み支援。</p> <p>【必要性】 経営の安定化のため、必要である。</p> <p>【効果】 経営の安定化が図られる。</p>	町	

	商工業・6次産業化	<p>中小企業振興事業</p> <p>【内容】中小企業者に対する設備導入、販路開拓、商店街活性化に資する取り組み支援。</p> <p>【必要性】経営の安定化のため、必要である。</p> <p>【効果】経営の安定化が図られる。</p>	町	
		<p>ふるさと商品券発行事業</p> <p>【内容】ふるさと商品券（プレミアム商品券含む）の発行。</p> <p>【必要性】町内での購買力向上、商店の維持向上のため必要。</p> <p>【効果】町内での購買力向上が図られる。</p>	商工会	商店街の活性化が将来にわたり期待出来る。
	観光	<p>観光協会交付金事業</p> <p>【内容】町民主体による観光イベントの実施。</p> <p>【必要性】観光振興や町民主体による地域活動の推進のため必要。</p> <p>【効果】観光振興や地域活動の推進が図られる。</p>	観光協会	観光を通じた町民主体による地域活動が将来にわたり期待出来る。

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
下川町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

- (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記、(2) その対策 (3) 計画のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

下川町公共施設等総合管理計画で定めた「公共施設の管理に関する基本方針」及び「インフラ系施設の管理に関する基本方針」に基づき、老朽化の進行状況や利用状況などを勘案し、更新が必要な施設については更新を検討するとともに、総合的な長寿命化を図りながら、施設や設備の計画的な改修・修繕により、施設機能を維持し適切な管理に努める。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

町民や地域のニーズに的確に対応する情報化を推進するため、平成 22 年度に地域情報通信基盤施設整備事業を実施し、町内全域に光回線を敷設するとともにテレビ難視聴地域の解消や町内全戸に行政情報告知端末を設置し、防災・行政などの情報提供を行うなど地域間の情報格差是正を図っている。サーバーや行政情報告知端末の保守期限が過ぎていることから、町民が容易に情報を受けられる情報提供方法について検討していく必要がある。

(2) その対策

1) 町民や地域のニーズに的確に対応する情報化を推進するため、町民が容易に情報を受けられる情報提供方法について調査研究する。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

下川町公共施設等総合管理計画で定めた「公共施設の管理に関する基本方針」及び「インフラ系施設の管理に関する基本方針」に基づき、老朽化の進行状況や利用状況などを勘案し、更新が必要な施設については更新を検討するとともに、総合的な長寿命化を図りながら、施設や設備の計画的な改修・修繕により、施設機能を維持し適切な管理に努める。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路・橋りょう

道路や橋りょうは、快適で安全な住民生活や円滑な産業活動を確保するための重要な基盤であり、広域連携や地域間の交流の推進が重視されていることから、広域的なアクセスの向上を見据えた交通ネットワークの整備がより重要性を増している。

このような状況を踏まえ、国道、道道の安全対策も含めた整備を要請するとと

もに、その関連性を保ちながら広域的な交通網の確保が必要である。

本町の道路網は、市街地中心部を縦貫する国道を中心に道道、幹線道路、生活道路などが整備されているが、住民生活の安全と利便性向上のため、各種点検や適切な維持管理を実施しながら、計画的な整備と維持管理を行っていく必要がある。

また、積雪寒冷地の厳しい自然条件のもと、除排雪体制の充実を図ることにより、道路網の機能と役割を確保していかなければならない。

道路の整備状況

(令和3年4月1日現在)

区分	道路延長	本数	舗装		除雪	
			舗装済延長	舗装率	除雪延長	除雪率
国道	24.3 km	1 本	24.3 km	100.0%	24.3 km	100.0%
道道	60.3 km	6 本	60.3 km	100.0%	57.3 km	95.0%
町道	333.1 km	234 本	176.5 km	53.0%	110.3 km	33.1%
合計	417.7 km	241 本	261.1 km	62.5%	191.9 km	45.9%

橋りょうの整備状況

(令和3年4月1日現在)

区分	国道		道道		町道	
	橋りょう延長	橋りょう率	橋りょう延長	橋りょう率	橋りょう延長	橋りょう率
永久橋	400m	100.0%	1,404m	100.0%	1,978m	99.6%
木橋	—	—	—	—	7m	0.4%
合計	400m	100.0%	1,404m	100.0%	1,985m	100.0%

②公共交通

公共交通は、代替バス路線 1 本、既存バス路線 1 本、コミュニティバス路線 1 本及びスクールバス路線 3 本で町民の重要な足である公共交通機関の確保を図っている。

特に、バス路線の確保は、人口減少と自家用車の普及により非常に厳しい状況にあるため、この生活交通路線の確保対策が極めて重要である。引き続き、バス路線の維持・確保対策を行い、町民の足を確保する必要がある。

バス路線の状況

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

路線名	区間	運行回数	備考
代替バス 名寄～興部線	名寄市～興部町	7 回	名士バス株式会社
既存バス 名寄～下川線	名寄市～下川町	7 回	名士バス株式会社
コミュニティバス 班溪線	市街地～桑の沢	5 回	コミュニティバス
スクールバス 一の橋線	中学校～一の橋	2 回	スクールバス
スクールバス 溪和線	中学校～溪和	2 回	スクールバス
スクールバス 上名寄線	中学校～上名寄	2 回	スクールバス

(2) その対策

①道路・橋りょう

- 1) 産業の活性化や住民生活における交通の安全、利便性の向上を図るため、国道、道道の改良、跨線橋の撤去、歩道などの安全施設の設置等を要望する。
- 2) 広域的な道路としての幹線道路や身近な生活道路の新設及び改良舗装、橋りょうの点検や補修を実施し、道路網の整備を促進する。
- 3) 産業振興のため、主要農道及び林道の開設を促進する。
- 4) 冬期間における車道及び歩道の除排雪体制の充実を図る。

②公共交通

- 1) 住民の足を確保するため、バス路線の運行維持やコミュニティバス、予約型乗合タクシーなどの公共交通への取り組みを進める。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道				
	道路	あけぼの団地線道路改良舗装事業 L=207.8m W=7.0m	町		
		あけぼの西通り線道路改良舗装事業 L=71.5m W=5.0m	町		
		元町横山通り線道路改良舗装事業 L=294.0m W=5.0m	町		
	橋りょう				
		橋梁長寿命化修繕事業	町		
	(3)林道				
		21世紀第3幹線整備事業 L=4,800.0m W=4.0m	町		
		矢文東線整備事業 L=3,000.0m W=4.0m	町		
	(9)過疎地域持続的発展特別事業				
公共交通	住民生活交通確保対策事業 【内容】予約型乗合タクシーやコミュニティバスの運行、代替バス運営事業負担金、既存バス運営事業負担金。 【必要性】通勤、通学、通院など住民生活の交通の確保のため必要。 【効果】住民生活の交通の確保が図られる。	町			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

下川町公共施設等総合管理計画で定めた「公共施設の管理に関する基本方針」及び「インフラ系施設の管理に関する基本方針」に基づき、老朽化の進行状況や利用状況などを勘案し、更新が必要な施設については更新を検討するとともに、総合的な長寿命化を図りながら、施設や設備の計画的な改修・修繕により、施設機能を維持し適切な管理に努める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

本町における水道の普及率は、令和3年3月末現在で99.3%となり、高い普及率となっている。安全で安心、安定した水道水の供給と効率的で効果的な水道施設整備に向けて、下川浄水場の整備を進めるとともに、他の簡易水道施設や飲雑用水施設も老朽化が進んでいるため、各種点検や適切な維持管理を実施しながら、清浄で安定した水道水の供給に努める必要がある。

簡易水道の状況

(令和3年3月31日現在)

区分	一日最大 給水能力	配水管延長	給水内容			区域内 普及率
			年間給水量	人口	消火栓数	
下川地区	1,625 m ³	57,877m	303,182 m ³	2,825 人	99 基	99.4%
一の橋地区	128 m ³	7,441m	22,389 m ³	113 人	13 基	97.4%

衛生的で快適な生活環境の確保と水質保全を図るため、平成8年より供用開始している公共下水道は、令和2年度末で、下水道計画区域内水洗化率97.0%、下水道計画区域外水洗化率65.0%となっている。今後も水洗化率向上、施設の適切な維持管理に努めるとともに、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、機械・設備の計画的な改修を進め、公共下水道施設の適切な維持管理を行う必要がある。また、下水道計画区域外については令和2年度までに121基の合併処理浄化槽の整備を完了しているが、生活環境の改善や水質保全を図るため、これからも未実施家庭への普及啓蒙が必要である。

公園は、町民の安らぎや憩いの場であり、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーションなど、多様な活動の拠点となっていることから、安全で安心して快適に利用出来るよう適切な維持管理が必要である。

ごみ処理体制は平成11年から分別収集に取り組んでおり、一般廃棄物の中間処理は名寄地区衛生施設事務組合で広域処理しているが、過大な維持管理費などが課題であることから、次期一般廃棄物中間処理施設の整備に関して、関係市

町村と協議を進めていく必要がある。また、ごみの減量化、再資源化などに努めているが、さらにごみ分別の徹底、不法投棄の防止など環境保全に対する継続的な取り組みが必要である。

火災や自然災害などから、町民の生命と財産を守るため、迅速かつ的確に活動出来る消防体制を維持し、消防施設などの整備更新及び救急救助体制の高度化をさらに推進し、地域の実情や社会情勢に即応した消防・救急救助体制の充実を図ることが必要である。

消防施設などの整備状況

(令和3年4月1日現在)

消防ポンプ自動車 (水槽車1台含む)	指揮車	高規格 救急車	防災車両	小型動力 ポンプ	無線施設	消火栓
5台	1台	1台	1台	2台	18基	112基
防火水槽 40 m ³	防火水槽 20 m ³					
29基	3基					

移住・定住対策など、多様化する住宅需要に対応するため、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な公営住宅などの整備や既存住宅の改修などにより、住環境の整備を進めるとともに、住宅建築や改修などの支援を行い、快適な住環境の整備を推進していく必要がある。また、空き家対策についても、「空き家等対策計画」に基づき、住宅の利活用や安全で安心な暮らしを確保する必要がある。

(2) その対策

- 1) 今後の水需要や社会情勢に対応した施設の更新を進めるとともに、老朽化の進んだ既存水道施設や飲雑用水施設の適切な維持管理に努める。
- 2) 公共下水道施設の適切な維持管理や施設整備を推進するとともに、計画区域外の合併処理浄化槽の設置を促進する。
- 3) 桜ヶ丘公園、末広ファミリーパークなどの各種公園について、町民の要望に対応した適切な維持管理、利活用の促進に努める。
- 4) ごみの減量化を図るため、資源リサイクルの理念のもとに町民の理解と協力を得て分別収集を徹底するとともに、広域による施設整備を推進、整備を行う。
- 5) 家庭、地域、職場における災害対策の指導促進及び応急手当の普及促進によ

る救命率の向上並びに近代的に対応した施設・装備を計画的に整備し、広域的体制とともに緊急体制の充実を図る。

6) 定住促進と高齢化社会に対応した住環境づくりのため、総合的な住宅施策を推進する。

(3) 計画

区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設			
	簡易水道	下川浄水場整備事業	町	
		一の橋浄水場整備事業	町	
		配給水施設整備事業	町	
		営農飲雑用水施設整備事業	町	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	下川浄化センター整備事業	町	
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	廃棄物処理施設整備事業	町・衛生事務組合	
	(5)消防施設			
		消防車両更新事業	町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
生活	快適住まいづくり促進事業 【内容】住宅の新築や改修などへの支援。 【必要性】住環境の整備や定住促進のため必要。 【効果】住環境の整備や定住促進が図られる。	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

下川町公共施設等総合管理計画で定めた「公共施設の管理に関する基本方針」及び「インフラ系施設の管理に関する基本方針」に基づき、老朽化の進行状況や利用状況などを勘案し、更新が必要な施設については更新を検討するとともに、総合的な長寿命化を図りながら、施設や設備の計画的な改修・修繕により、施設

機能を維持し適切な管理に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①子ども・子育て支援

安心して子どもを産み育てやすい環境づくりや次代を担う子どもたちの健全な成長と発達を促すため、母子保健・医療の充実、経済的・社会的支援制度の整備を図る必要がある。

また、認定こども園をさらに充実した施設とするため、保育士の充足に努めるとともに、多様な保育ニーズに応えていく必要がある。

②高齢者福祉

令和2年10月1日における本町の65歳以上の高齢者人口割合は39.9%を占めており、高齢者人口の構成割合は、今後も増加するものと考えられる。高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活することが出来るよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるよう、地域包括ケアシステムの構築が求められている。一方で、社会保障を維持していくためには、福祉・障がい・介護保険サービスなど、公的支援だけでなく、高齢者自身の力や住民相互の力が必要になっており、自助・互助を促進する取り組みも重要である。

社会的援助を必要とする高齢者に対し、各種在宅サービスの基盤整備が必要であり、利用者本人の意思を尊重しながら高齢者や家族を支援するサービス体制を構築し、総合的な保健、医療、福祉サービスの確立が求められる。また、社会福祉法人などのサービス提供機関の確保、人材の養成などサービスの拡大と質の向上の取り組みが必要である。

高齢者福祉施設の運営については、介護サービスの充実を図るため、ICTやロボットを活用し、介護業務の効率化を図り、職員の適正配置、人材育成に努めていく必要がある。

③障がい者福祉

障害者総合支援法に基づく各種事業を推進し、障がい者の暮らしを支えるため、近隣市町村、福祉施設・関係機関と協議しながら「地域生活支援拠点」の充実を図るなど、環境づくりや適正なサービス提供を総合的に実施していく必要がある。

障害者支援施設の運営については、利用者の重度重複障がいや高齢化に対応した支援の充実を図り、生活支援員などの確保と人材育成により、サービスの向

上に努めていく必要がある。グループホームの入居者が、より「安全・安心で楽しく」暮らせるよう生活環境及び生活基盤の確保に努めていく。

④保健・健康づくり

若い世代からの生活習慣病罹患者が多く、メタボリックシンドロームや高血圧などの生活習慣病発症予防や、発症後のコントロールをすることで、心疾患・脳血管疾患など重症化を予防していくことが重点課題である。健診をより多くの町民に受けていただき、町民が自らの健康状態を知り、体を守っていけるための機会を作っていく必要がある。また、死亡率の高いがんの早期発見・早期治療につなげるため、がん検診が受診出来る機会を確保していく必要がある。

(2) その対策

①子ども・子育て支援

- 1) 子育てに対する相談、支援など多様化する要望に対応した子育て支援サービスの充実を図る。
- 2) 子育て支援対策として、児童クラブやキッズスクールなどの充実を図る。
- 3) 乳児期から中学生までの医療費の自己負担額を全額助成することで、病気の早期治療の促進と子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。

②高齢者福祉

- 1) 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、配食、除雪及び外出支援サービスなどの在宅福祉サービスの充実を図る。
- 2) 地域包括支援センターの相談体制の充実など、施設におけるサービス提供体制の充実を図る。
- 3) 各保健事業や介護予防事業の充実により、健康づくりと介護予防を推進する。
- 4) 安心支え合いネットワークを充実し、地域で支え合うまちづくりを推進する。
- 5) 様々な課題の共有及び解決のため、保健・福祉・医療、介護の各分野の連携を図る。
- 6) 高齢者福祉施設の入所者が安全で快適に生活出来るよう、施設の改修を実施する。
- 7) 高齢者が安心して生活出来るよう住環境の整備を図る。
- 8) 五味温泉を利用する高齢者などに対して入湯料及び交通費の一部を助成することにより、健康の保持又は療養の促進を図る。

9) 高齢者及び障害者等福祉団体などの研修やレクリエーション及び地域社会との交流を促進し、地域福祉の増進を図るため、福祉バスの運行体制の充実を図る。

③障がい者福祉

1) 障がい者が安心して生活出来るよう相談情報提供体制の充実や各種サービスの充実を図る。

④保健・健康づくり

1) ライフステージのどの時期でも、自分にあった食生活及び生活習慣の選択が出来るよう、健康相談、健康教育、各種健診を推進し、健康づくりを支援する。

2) がん検診の受診しやすい体制を確保し、早期発見・早期治療につなげるよう努める。

(3) 計画

区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3)高齢者福祉施設			
	老人ホーム	あけぼの園等施設改修整備事業	町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	高齢者入湯料・入湯交通費助成事業 【内容】 五味温泉を利用する高齢者などに対する入湯料及び交通費の支援。 【必要性】 外出機会の確保と温泉の効用による健康の保持のため必要。 【効果】 外出機会の確保と温泉の効用による健康の保持が図られる。	町	

		<p>福祉バス運行事業</p> <p>【内容】福祉バスの運行</p> <p>【必要性】高齢者等の外出機会の確保を図る。</p> <p>【効果】高齢者などの地域社会との交流に参加することにより、地域福祉の増進が図られる。</p>	町	
		<p>介護予防生活支援事業</p> <p>【内容】訪問、配食、給食サービス、外出支援サービス、除雪サービスなど。</p> <p>【必要性】高齢者が安心して暮らすため必要である。</p> <p>【効果】高齢者の健康保持が図られる。</p>	町	
	健康づくり	<p>がん検診事業</p> <p>【内容】がん検診の実施。</p> <p>【必要性】がんの早期発見と早期治療に結びつける必要がある。</p> <p>【効果】早期治療により医療費が抑制されるとともに、本人のQOLの低下を防ぐことで健康で働き続けられる町民が増える。</p>	町	

		<p>生活習慣病予防事業</p> <p>【内容】若い世代から生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図る。</p> <p>【必要性】健診データと生活を関連させて、生活習慣の改善を行っていく必要がある。</p> <p>【効果】発症・重症化予防により、医療費が抑制されるとともに、健康で働き続けられる町民が増える。</p>	町	
		<p>医療給付事業</p> <p>【内容】乳幼児から中学生までの医療費の負担軽減を図る。</p> <p>【必要性】子育て支援として、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【効果】子育て世帯の負担軽減につながる。</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

下川町公共施設等総合管理計画で定めた「公共施設の管理に関する基本方針」及び「インフラ系施設の管理に関する基本方針」に基づき、老朽化の進行状況や利用状況などを勘案し、更新が必要な施設については更新を検討するとともに、総合的な長寿命化を図りながら、施設や設備の計画的な改修・修繕により、施設機能を維持し適切な管理に努める。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

近年、病院経営を取り巻く環境は、少子高齢化などより、日々厳しさを増しているが、地域住民の医療に対する要望を的確に把握し、良質な医療を効率的・継続的に提供していくことがますます重要になっている。

一方では、患者の要望が多様化し、高度医療や専門性を求めて、大型病院志向もある中、地域では高齢化により交通弱者も増加し、住み慣れた地域での治療を求める患者も多くなっているため、地域の一次医療機関としての使命は大きく、その責務を果たしていくことが、本町の医療・福祉施策上、大変重要である。

町内唯一の町立下川病院は、町民の日常の医療を担う「かかりつけ医」として、超高齢化社会に対応した「地域包括ケアシステム」の拠点として、身近な医療、患者サービスの向上に努める必要がある。

また、道北地域のセンター病院である名寄市立総合病院との医療連携ネットワークを活かして、機能・役割分担を図りながら、在宅などへの復帰支援や福祉施設との連携を図っていく。

医療施設などの整備状況

医師数	歯科	保健師数	看護師数	一般病床数	病院	歯科医院	整骨院
2人	1人	5人	18人	41床	1院	1院	1院

(2) その対策

- ①緊急医療体制の確立を図り、二次、三次の緊急医療機関とインターネットなどの利用により一層の連携強化に努める。
- ②全道ネットワークの緊急医療情報システムの導入をはじめ、迅速に情報の収集や提供を図り、地域医療の発展に貢献する医療情報システムの確立に努める。
- ③訪問診療や訪問看護、ヘルスケア事業を積極的に推進し、地域保健医療の充実を図る。
- ④病院施設の整備を行うとともに医療機器の整備拡充を図る。
- ⑤地域医療の確保のため、安定した医師確保が重要であることから、快適な居住環境などの充実を図る。

(3) 計画

区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設			
	病院	医療機器整備等事業	町	
		病院施設改修事業	町	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
自治体病院	医師確保対策事業 【内容】 出張医受入など医師確保対策。 【必要性】 安定した診療体制を構築するため必要である。 【効果】 地域医療の確保につながる。	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

下川町公共施設等総合管理計画で定めた「公共施設の管理に関する基本方針」及び「インフラ系施設の管理に関する基本方針」に基づき、老朽化の進行状況や利用状況などを勘案し、更新が必要な施設については更新を検討するとともに、総合的な長寿命化を図りながら、施設や設備の計画的な改修・修繕により、施設機能を維持し適切な管理に努める。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

本町には、小学校 1 校、中学校 1 校があり、過疎化や少子化に伴う児童生徒数の減少傾向の中で学校経営が進められている。

全町の児童生徒数の状況では、児童数では、平成 29 年度の 139 人に対して、令和 2 年度が 135 人で 4 人の減少、生徒数では、平成 29 年度の 83 人に対して、令和 2 年度が 77 人で 6 人の減少となっている。また、教員数は、小学校において、平成 29 年度の 17 人に対して、令和 2 年度が 19 人で 2 人の増加、中学校において、平成 29 年度の 12 人に対して、令和 2 年度が 14 人で同じく 2 人の増加となっている。

小学校の保有面積は、校舎 3,573 m²、屋内運動場 877 m²の非木造建物であり、また、中学校の保有面積は、校舎 4,991 m²、屋内運動場 1,330 m²であり、同じく

非木造建物である。

小学校及び中学校ともに校舎と屋内運動場の耐震化を実施しており、また、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて、校舎内装木質化改修及び森林バイオマス熱供給施設整備を行っており、教育環境の充実が図られている。

その他の学校教育関連施設では、教員住宅の確保やスクールバスの老朽化に伴う更新を進めていく必要がある。

小中学校の教材整備については、「GIGA スクール構想」に基づき、令和 2 年度に ICT 端末を整備した。子どもたちの個性を伸ばし、豊かな心を育むためにさらなる活用を進める必要があることから、教育 ICT 化推進アドバイザーや ICT 支援員を配置し、教育 ICT 環境の充実を進めていく必要がある。

また、義務教育 9 年間を見通した系統的・継続的な教育推進に向けた小中の連携を図り、教職員の研修を通じた連携促進や地域とともにある学校づくりを進めるため、「下川町地域共育ビジョン」の取り組みと連携したコミュニティ・スクール(学校運営協議会)の充実と地域学校協働活動を推進していく。

社会の進展とともに高等学校教育が人材育成に果たす役割は極めて大きく、中学校卒業生の高等学校進学率は 100%となっており、これら高等学校進学者の多くは、下川商業高等学校及び名寄市内の各高等学校に在籍している実態にある。

下川商業高等学校の存続・維持・発展のため、商業高校としての特色ある教育活動を支援するとともに、地域とともにある学校づくりへの支援を行っていく。

下川商業高等学校生徒の状況

年度	生徒数	地域別内訳			学級数
		町内	名寄市	その他地域	
令和元年度	86 人	32 人	43 人	11 人	3 学級
令和 2 年度	80 人	32 人	44 人	4 人	3 学級

②社会教育

町民が潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を活かせる環境づくりが重要であることから、生涯各期における学習機会の提供と自主学習を推進し、スポーツ・文化活動も含め民間団体活動の充実を図る必要がある。

成人教育においては、多様化する価値観の中で、趣味や生きがいを求めて多くのサークルや団体が活動しており、学びは個人の資質向上ばかりでなく、仲間づくり、地域づくりに必要であることから、学習ニーズに対応した講座や現代的な課題

に対応した講座などの学習機会を提供するとともに、マイプランマイスタディ事業による自主学習と仲間づくりを推進していく必要がある。

高齢者教育においては、各種交流会や高齢者学級などの機会を提供するとともに、高齢者が持つ知識、技能や経験を活かし、健康で生きがいのある充実した生活を送られるよう努めていく。

図書室においては、令和2年度の図書貸出冊数は13,531冊となっている。今後も図書資料の充実を図るとともに、町民の読書を通じた主体的な学びや活動を支援し、町民に親しまれる図書室づくりを進めていくとともに、読み聞かせや読書イベントにより、子どもの読書活動を推進し、幼児が本に親しむきっかけを作り、子どもの表現力や創造力の醸成を図るなど、親子のふれあいを推進していく。

各種学級講座の実施状況（令和2年度）

学級講座名	実施期間	回数	述べ参加者数	内容
高齢者学級	9月から3月	4回	115人	2学級、講座、作品展示ほか
スポーツ教室	5月から2月	22回	357人	ウォーキング、軽スポーツ、プールほか

図書の利用状況（単位：冊）

年度	図書室一人 当たりの利用率	本館利用冊数
平成29年度	4.03	10,422
平成30年度	4.24	11,896
令和元年度	4.92	14,893
令和2年度	4.45	13,531

③生涯スポーツ

生活習慣の変化などによる精神的なストレス、体力及び運動能力の低下などから、心身の健康や体力づくりに関する意識が高まっており、スポーツをすることにより、爽快感・達成感という精神的な充足や喜びをもたらすほか、健康の保持増進や体力向上に大きな役割を果たすことから、町民が気軽にスポーツに取り組んでいただけるように、年齢や体力にあった健康づくりや仲間づくりにつながるスポーツ教室の開催などを進めていく。

競技スポーツにおいては、スポーツ協会加盟団体やスポーツ少年団に対し活動の支援を行うとともに、各種競技大会の開催など、競技力向上や仲間づくりの推進に努めていく。

また、少年団などから全道・全国大会に出場する選手がいることから、スポーツ

少年団活動に対する支援策として、少年団に対する活動費助成、指導者等資格取得に対する助成、共用備品への助成、青少年の文化・スポーツ活動での全道全国大会参加への支援などを図り、保護者の負担軽減と青少年健全育成の推進及びスポーツ競技力の向上を目指す必要がある。

本町のスポーツ文化であるノルディックスキージャンプにおいては、全道・全国・世界大会に出場する選手を輩出することで、子ども達のみならず、町民に感動と勇気と可能性をもたらしていることから、幼小中高一貫指導を継続し、世界を目指す選手の育成を推進する。

スポーツ施設においては、老朽化の進んだ施設や利用が少ない施設もあることから、スポーツ協会、スポーツ少年団及びスポーツ愛好者など、広く町民の意見を把握し、今後の体育施設の整備などについて検討を進める。

(2) その対策

①学校教育

- 1) 教職員の研修機会の拡充を図り、資質と能力の向上に努める。
- 2) 学校運営協議会を活用し、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する。
- 3) 児童生徒、青少年の社会奉仕体験活動などの情報提供と実施を図る。
- 4) 下川商業高等学校の生徒確保を図るため、入学促進支援事業などの推進や町外生徒の受入のための支援の充実を図る。
- 5) 地域住民への学校施設開放など「地域に開かれた魅力ある学校づくり」を推進する。
- 6) 児童生徒の教育環境の充実を図るため、教員住宅の整備やスクールバスの更新など学校教育関連施設整備を図る。

②社会教育

- 1) 「生涯学習体制確立」のため、民間の人材や有志指導者確保に努め、社会教育の多様な学習機会の提供を図る。
- 2) 町民の社会教育参加機会の創出に努め、生涯学習を通じた地域活動の活性化を図る。
- 3) 広範な学習情報の収集と提供に努め、利用者が選択肢を拡大出来る学習相談体制の整備充実に努める。
- 4) 町民の生涯にわたる自己実現や生きがいの創出など、諸条件の整備と学習環境の形成に努め、機能性の高い社会教育基盤の整備を図る。
- 5) 児童生徒の学力の向上のため、ウイークエンドスクールなどの学習機会の充実を図る。

6) 図書室の利用促進に向けて、図書の充実や管理システムの整備などを図る。

③生涯スポーツ

1) スポーツニーズに対応した指導者の育成や各種スポーツ施設の整備を推進し、地域が一体となった「生涯スポーツの振興」に努める。

(3) 計画

区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	教職員住宅	中学校教員住宅整備事業	町	
	スクールバス・ポート	スクールバス購入事業	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	ウイークエンドスクール事業 【内容】学校での授業の補完として、ウイークエンドスクールを実施。 【必要性】地方における教育格差の是正により、学力向上が期待される。 【効果】地域の児童生徒の学力向上につながる。	町	

	高等学校	<p>下川商業高等学校入学促進等事業</p> <p>【内容】魅力ある高校教育活動への支援。</p> <p>【必要性】高校の教育活動の充実と生徒確保が必要である。</p> <p>【効果】高校の教育活動の充実及び生徒確保が図られる。</p>	町	
	その他	<p>森林環境教育事業</p> <p>【内容】小学生から高校生まで一貫した森林環境プログラムの実施。</p> <p>【必要性】未来を担う子供たちが地域資源である森林の役割や産業との関連を学ぶ機会が必要である。</p> <p>【効果】地域資源である森林に対する理解や郷土に対する理解が深まるとともに人材の育成につながる。</p>	町	

施設水準の目標

区分	令和2年度		令和7年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
小中学校数	1校	1校	1校	1校
児童生徒数	135人	77人	118人	57人
学校施設面積	4,450㎡	6,321㎡	4,450㎡	6,321㎡
校舎	3,573㎡	4,991㎡	3,573㎡	4,991㎡
屋内運動場	877㎡	1,330㎡	877㎡	1,330㎡
校舎耐震化率	100%	100%	100%	100%
高等学校教育	進学率 96.7%		進学率 100%	
小中学校教員住宅	20戸		20戸	
公民館	1館		1館	
蔵書数	37,238冊		37,000冊	
町民会館	1館		1館	
総合体育館	2館 2,338㎡		2館 2,338㎡	
土間付き運動場	1,204㎡		1,204㎡	
テニスコート	2面		2面	
野球場	1ヶ所		1ヶ所	
プール	1ヶ所		1ヶ所	
スキー場	1ヶ所		1ヶ所	
郷土資料館	1館		1館	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

下川町公共施設等総合管理計画で定めた「公共施設の管理に関する基本方針」及び「インフラ系施設の管理に関する基本方針」に基づき、老朽化の進行状況や利用状況などを勘案し、更新が必要な施設については更新を検討するとともに、総合的な長寿命化を図りながら、施設や設備の計画的な改修・修繕により、施設機能を維持し適切な管理に努める。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は、中心部を流れる名寄川沿いの平坦地に形成されているほか、名寄川に注ぐ流域の沢地帯に集落が散居的に点在している。特に山間地帯の集落は、近年の変動する経済社会の影響により離農や高齢化が著しく進んでおり、世帯数の減少によって地域自治活動や子供会活動などに支障をきたしている。

ることから、公区活動や町民が自主的・主体的に行う事業を支援するなど、地域自治活動の活性化を図っていく必要がある。

また、地域活力を再生し、集落を創生するため、一の橋地域において、地域熱供給システムを活用した産業を創出するとともに、住民のコミュニティ形成などの取り組みを引き続き進めていく必要がある。一の橋地域における特用林産物栽培研究所については、民間活力を活用し、安定的な運営を進めていく必要がある。

(2) その対策

「一の橋地域」において、小規模集落の地域自立支援の活動に対して支援を行う。

(3) 計画

区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	一の橋活性化事業 【内容】集落再生のための生活支援、産業創造。 【必要性】産業の衰退により、地域活力が低下しており、集落の維持に係る対策が必要である。 【効果】集落の維持と地域の再生が図られる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

下川町公共施設等総合管理計画で定めた「公共施設の管理に関する基本方針」及び「インフラ系施設の管理に関する基本方針」に基づき、老朽化の進行状況や利用状況などを勘案し、更新が必要な施設については更新を検討するとともに、総合的な長寿命化を図りながら、施設や設備の計画的な改修・修繕により、施設機能を維持し適切な管理に努める。

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

町民の創造性や感性を育み、心豊かで活力ある社会を実現するためには、優れた芸術文化に接する機会の充実や活動の活性化を推進することが重要であり、その良さを実感出来る質の高い芸術文化を提供するとともに、文化団体の活動を支援していく必要がある。

文化芸術サークルの状況

(令和3年4月1日現在)

区分	美術	音楽	文化	舞踊	書道	その他	合計
団体数	3	4	3	1	1	8	20
会員数	31	41	34	40	8	147	301

文化財保護活用としては、地域の歴史や伝統文化を後世に伝えるために、文化財の保存や活用に努め、無形文化財である「上名寄郷土芸能」については、積極的な伝承活動が行われており、今後も郷土芸能を永く後世に伝えるために支援するとともに、多くの町民が触れる機会の充実を図っていく必要がある。

また、郷土資料については、調査整理を進め、今後の資料の保存・整理・活用などについて検討するとともに、ふるさと交流館、札天山収蔵館は、管理運営を見直していく。

(2) その対策

- 1) 町民の主体的な文化活動を支援し、優れた地域文化の継承と町民文化の創出に努める。
- 2) 地域に伝承されたかけがえのない文化遺産を守り、町民の共有財産として後世に伝えていく。
- 3) 文化財の愛護意識高揚に努め、伝承と保全管理体制の整備に努める。
- 4) 地域に伝承されてきた安原公園について、適切に保存・活用する。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

下川町公共施設等総合管理計画で定めた「公共施設の管理に関する基本方針」及び「インフラ系施設の管理に関する基本方針」に基づき、老朽化の進行状況や利用状況などを勘案し、更新が必要な施設については更新を検討するとともに、総合的な長寿命化を図りながら、施設や設備の計画的な改修・修繕により、施設機能を維持し適切な管理に努める。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町の優位性である豊かな森林資源を活かし、地域の活性化を図るため、森林整備等を積極的に推進し、循環型森林経営の確立を目指している。

こうした中、世界規模での地球温暖化が大きな問題となっており、本町は、長年にわたり取り組んできた森林・林業を基盤として、森林認証取得や公共施設へのバイオマスボイラーの導入を進め、さらなる二酸化炭素の削減や吸収（固定）を実現するため、平成20年7月に「環境モデル都市」、平成23年12月に「環境未来都市」、平成30年6月に「SDGs未来都市」の認定・選定を受け、持続可能な低炭素社会を目指している。

そのため、再生可能エネルギー導入促進ロードマップ導入方針の具体化に向けた調査・検討を進めていくとともに、木質原料製造施設の機械車両更新など、効率的な管理運営と木質燃料の安定供給を図っていく。

(2) その対策

- 1) 再生可能エネルギー導入促進ロードマップ導入方針の具体化に向けた調査・検討・実施。
- 2) 木質原料製造施設の機械車両の更新。

(3) 計画

区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	木質原料製造施設機械車両事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

下川町公共施設等総合管理計画で定めた「公共施設の管理に関する基本方針」及び「インフラ系施設の管理に関する基本方針」に基づき、老朽化の進行状況や利用状況などを勘案し、更新が必要な施設については更新を検討するとともに、総合的な長寿命化を図りながら、施設や設備の計画的な改修・修繕により、施設機能を維持し適切な管理に努める。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

人口減少により公共施設の利用需要が変化していくことが予想され、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことが必要であり、財政負担を軽減・平準化を図ることにより、公共施設の最適な配置を実現する必要がある。

また、老朽化の著しい公共施設については、景観の維持や町民の安全性の確保のため、除却が必要となっている。

(2) その対策

旧一の橋保育所や町営住宅など、老朽化の著しい公共施設の除却。

(3) 計画

区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	旧一の橋保育所除却事業、町営住宅除却事業、林業総合センター除却事業、錦町公衆トイレ除却事業 【内容】旧一の橋保育所や町営住宅等、老朽化の著しい公共施設の除却。 【必要性】景観及び危険建物撤去のため必要である。 【効果】景観の維持及び町民の安全性の確保が図られる。	町	

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	<p>地域産業活性化支援事業</p> <p>【内容】総合的な移住促進、起業家の呼び込みと育成、求人事業者と就業希望者のマッチング。</p> <p>【必要性】移住・定住を促進するため、必要である。</p> <p>【効果】担い手の確保が図られる。</p>	機構	
	地域間交流	<p>都市・企業・団体との経済交流事業</p> <p>【内容】都市・企業・団体との経済交流など。</p> <p>【必要性】関係人口の創出のため、必要である。</p> <p>【効果】関係人口の創出が図られる。</p>	町	

	人材育成	<p>福祉・医療環境コーディネーター事業</p> <p>【内容】福祉・医療人材の募集活動や情報発信。</p> <p>【必要性】担い手の確保のため、必要である。</p> <p>【効果】担い手の確保が図られる。</p>	町	
		<p>福祉・医療人材育成事業</p> <p>【内容】福祉・医療施設従事者に対する資格取得支援。</p> <p>【必要性】担い手の確保のため、必要である。</p> <p>【効果】担い手の確保が図られる。</p>	町	
		<p>新中核的農業担い手対策事業</p> <p>【内容】認定農業者や継承予定従事者に対する研修支援。</p> <p>【必要性】担い手の確保のため、必要である。</p> <p>【効果】担い手の確保が図られる。</p>	町	
		<p>新規就農者等支援事業及び新規就農者確保対策事業</p> <p>【内容】新規就農予定者に</p>	町	

		<p>対する実習支援や営農指導謝礼、就農相談会による募集活動や情報発信。</p> <p>【必要性】担い手の確保のため、必要である。</p> <p>【効果】担い手の確保が図られる。</p>		
		<p>林業・林産業振興事業</p> <p>【内容】林業者に対する研修研修や資格取得支援。</p> <p>【必要性】担い手の確保のため、必要である。</p> <p>【効果】担い手の確保が図られる。</p>	町	
		<p>中小企業振興事業</p> <p>【内容】中小企業者に対する研修や資格取得支援、事業承継や起業家支援。</p> <p>【必要性】担い手の確保のため、必要である。</p> <p>【効果】担い手の確保が図られる。</p>	町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	<p>農業振興事業</p> <p>【内容】農業者などに対する施設園芸ハウス、ホワイトアスパラ振興、秀品率向上、施設園芸高度化対策など、収益力向上や経営の安定化に資する取り組み支援。</p> <p>【必要性】収益力向上や経営の安定化のため、必要である。</p>	町	

		<p>【効果】収益力向上や経営の安定化が図られる。</p>		
		<p>新中核的農業担い手対策事業</p> <p>【内容】継承予定従事者に対する施設や機械整備支援。</p> <p>【必要性】経営拡大のため必要である。</p> <p>【効果】経営拡大が図られる。</p>	町	
		<p>畜産振興事業</p> <p>【内容】農業者などに対する酪農ヘルパーや乳牛検定など、経営の安定化に資する取り組み支援。</p> <p>【必要性】経営の安定化のため、必要である。</p> <p>【効果】経営の安定化が図られる。</p>	町	
	商工業・6次産業化	<p>中小企業振興事業</p> <p>【内容】中小企業者に対する設備導入、販路開拓、商店街活性化に資する取り組み支援。</p> <p>【必要性】経営の安定化のため、必要である。</p> <p>【効果】経営の安定化が図られる。</p>	町	
		<p>ふるさと商品券発行事業</p> <p>【内容】ふるさと商品券(プ</p>	商工会	商店街の活性化が

		<p>レミアム商品券含む)の発行。</p> <p>【必要性】町内での購買力向上、商店の維持向上のため必要。</p> <p>【効果】町内での購買力向上が図られる。</p>		将来にわたり期待出来る。
	観光	<p>観光協会交付金事業</p> <p>【内容】町民主体による観光イベントの実施。</p> <p>【必要性】観光振興や町民主体による地域活動の推進のため必要。</p> <p>【効果】観光振興や地域活動の推進が図られる。</p>	観光協会	観光を通じた町民主体による地域活動が将来にわたり期待出来る。
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	<p>住民生活交通確保対策事業</p> <p>【内容】予約型乗合タクシーやコミュニティバスの運行、代替バス運営事業負担金、既存バス運営事業負担金。</p> <p>【必要性】通勤、通学、通院など住民生活の交通の確保のため必要。</p> <p>【効果】住民生活の交通の確保が図られる。</p>	町	
6 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	生活	<p>快適住まいづくり促進事業</p> <p>【内容】住宅の新築や改修などへの支援。</p> <p>【必要性】住環境の整備や定住促進のため必要。</p> <p>【効果】住環境の整備や定住促進が図られる。</p>	町	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	<p>高齢者入湯料・入湯交通費助成事業</p> <p>【内容】五味温泉を利用する高齢者などに対する入湯料及び交通費の支援。</p> <p>【必要性】外出機会の確保と温泉の効用による健康の保持のため必要。</p> <p>【効果】外出機会の確保と温泉の効用による健康の保持が図られる。</p>	町	
		<p>福祉バス運行事業</p> <p>【内容】福祉バスの運行。</p> <p>【必要性】高齢者等の外出機会の確保を図る。</p> <p>【効果】高齢者などの地域社会との交流に参加することにより、地域福祉の増進が図られる。</p>	町	
		<p>介護予防生活支援事業</p> <p>【内容】訪問、配食、給食サービス、外出支援サービス、除雪サービスなど。</p> <p>【必要性】高齢者が安心して暮らすため必要である。</p> <p>【効果】高齢者の健康保持が図られる。</p>	町	
	健康づくり	<p>がん検診事業</p> <p>【内容】がん検診の実施。</p> <p>【必要性】がんの早期発見</p>	町	

		と早期治療に結びつける必要がある。 【効果】早期治療により医療費が抑制されるとともに、本人のQOLの低下を防ぐことで健康で働き続けられる町民が増える。		
		生活習慣病予防事業 【内容】若い世代から生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図る。 【必要性】健診データと生活を関連させて、生活習慣の改善を行っていく必要がある。 【効果】発症・重症化予防により、医療費が抑制されるとともに、健康で働き続けられる町民が増える。	町	
		医療給付事業 【内容】乳幼児から中学生までの医療費の負担軽減を図る。 【必要性】子育て支援として、経済的負担の軽減を図る。 【効果】子育て世帯の負担軽減につながる。	町	
8 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院	医師確保対策事業 【内容】出張医受入など医師確保対策。	町	

		<p>【必要性】安定した診療体制を構築するため必要である。</p> <p>【効果】地域医療の確保につながる。</p>		
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	<p>ウイークエンドスクール事業</p> <p>【内容】学校での授業の補完として、ウイークエンドスクールを実施。</p> <p>【必要性】地方における教育格差の是正により、学力向上が期待される。</p> <p>【効果】地域の児童生徒の学力向上につながる。</p>	町	
	高等学校	<p>下川商業高等学校入学促進等事業</p> <p>【内容】魅力ある高校教育活動への支援。</p> <p>【必要性】高校の教育活動の充実と生徒確保が必要である。</p> <p>【効果】高校の教育活動の充実及び生徒確保が図られる。</p>	町	
	その他	<p>森林環境教育事業</p> <p>【内容】小学生から高校生まで一貫した森林環境プログラムの実施。</p> <p>【必要性】未来を担う子供</p>	町	

		<p>たちが地域資源である森林の役割や産業との関連を学ぶ機会が必要である。</p> <p>【効果】地域資源である森林に対する理解や郷土に対する理解が深まるとともに人材の育成につながる。</p>		
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	<p>一の橋活性化事業</p> <p>【内容】集落再生のための生活支援、産業創造。</p> <p>【必要性】産業の衰退により、地域活力が低下しており、集落の維持に係る対策が必要である。</p> <p>【効果】集落の維持と地域の再生が図られる。</p>	町	
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	<p>旧一の橋保育所除却事業、町営住宅除却事業、林業総合センター除却事業、錦町公衆トイレ除却事業</p> <p>【内容】旧一の橋保育所や町営住宅等、老朽化の著しい公共施設の除却。</p> <p>【必要性】景観及び危険建物撤去のため必要である。</p> <p>【効果】景観の維持及び町民の安全性の確保が図られる。</p>	町	